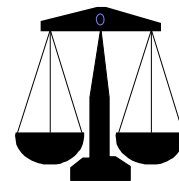




## 山田義仁税理士事務所通信 2006年6月号



事務所通信の目的  
経営者にプラス思考を！  
経営者に得意先分析力を！  
経営者に正しい納税を！

### 平成18年度税制改正のポイント 法人編

先月と今月の2回にわたり、平成18年税制改正のポイントをご紹介します。

#### 1. 交際費課税の緩和

- (ア)取引先との商談後の飲食や、打合せを兼ねた食事の場合、1人当たり5000円以下の飲食費等(役職員間の飲食費を除く)は、交際費から除外され、損金算入が認められるようになりました。
- (イ)適用期間中の経理方法は、飲食費の領収書に、飲食をした相手と人数、1人当たりの金額をメモ書きするようにしてください。(ア)に該当する領収書について利用する科目については、今後、お客様が適用期間に該当するときに、順次打合せを致します。
- (ア)平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する事業年度において支出する交際費について適用されます。

#### 2. 欠損法人を利用した租税回避行為の防止

- (ア)欠損法人を買収して、その会社が持っている欠損金と、利益を相殺することで、租税回避を狙う手法が規制されました。
- (イ)規制の対象となる場合  
休眠会社が一定の日以後に事業を開始すること  
買収会社等が、欠損法人に対する特定債権を取得している場合で、欠損法人が、旧事業の事業規模の5倍を超える資金の借入れを行うこと  
一定の場合に、欠損法人が被合併法人となる適格合併を行う場合  
など
- (ウ)平成18年4月1日以後に買収された欠損金について適用されます。

#### 3. 少額減価償却資産の即時償却特例の見直し

- (ア)中小企業者が取得した30万円未満の減価償却資産について、その取得時に、全額損金算入することについて、期限付きで認められてきました。
- (イ)しかし、今回の改正により、上記の制度は2年間延長されたのですが、その事業年度で損金となる金額が、300万円までとなりました。
- (ウ)平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得した場合に適用となります。

#### 4. オーナー会社の役員給与規制

##### (エ)対象となる会社

「オーナーと同族関係者」が90%以上の株式を保有

かつ

常務に従事する役員に占める「オーナーと同族関係者」の割合が50%超  
(判定時期)事業年度終了時点

(オ)一定以上の所得・オーナー給与である場合には、オーナー社長に対して支給する給与のうち、給与所得控除額相当部分は、損金の額に算入されないこととなりました。

(カ)この規制を受けない場合とは？

「オーナーと同族関係者」が保有する株式を90%未満の場合

常務に従事する役員に占める「オーナーと同族関係者」の割合が50%以下の場合  
直前3事業年度の所得等の金額(会社の所得金額とオーナー社長の給与の合計額)の平均額(A)が800万円以下の場合

直前3事業年度の所得等の金額(会社の所得金額とオーナー社長の給与の合計額)の平均額(A)が800万円超3000万円以下の場合で、

かつ

直前3事業年度のオーナー社長の給与の平均額(B)が、(A)に占める割合が50%以下である場合。

(キ)今後法令・通達等で、定義や規定があきらかになっていきます。

例えば、「常務に従事する役員」とは、「自社と他社との仕事を兼職していない者で、かつ日々の業務で指示や伝達などを行なっている役員」というように定義されるようであり、第三者に、株の11%を譲渡したような場合には、経済的合理性がない場合には、同族会社の行為計算の否認の適用もあるようです。

(ク)平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます

今後は、お客様の決算毎に、この特例が適用になるのか、ならないのか、また、適用となる場合の影響額を打ち合わせしますので、山田事務所にお任せ下さい。



今月のポイント 会計ソフトを利用しているお客様へ  
各社の会計ソフトについて、新会社法対応版を購入しようと考えているお客様は、最適な対応策を考えますので、山田事務所にご相談下さい。

##### 6月の税務

- ・4月決算法人の確定申告
- ・10月決算法人の中間申告(半期分・第二四半期分)
- ・1月7月決算法人の消費税中間申告
- ・所得税の予定納税額の通知(6/15)
- ・個人の住民税の納付(第一期分)

##### 7月の税務

- ・5月決算法人の確定申告
- ・11月決算法人の中間申告(半期分・第二四半期分)
- ・2月8月決算法人の消費税中間申告
- ・源泉所得税納期の特例 7/10
- ・所得税予定納付7/31と減額承認申請7/18
- ・固定資産税第二期納付・報酬月額算定基礎届7/12

税務調査があった場合は、すぐに山田まで連絡ください(03-3823-5539)